

2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

平成27年度においては、10月14日に報告及び勧告を実施した。その要旨は、次のとおりである。

<職員の給与等に関する報告及び勧告の要旨>

① 職員の給与

職員の給与等の実態を把握するため、「平成27年職員給与等実態調査」（4月1日現在）を実施
(調査対象：69,134人)

② 民間の給与

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、4月分の県内民間従業員の給与等の実態を把握

(調査対象：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の事業所3,052事業所のうち697事業所)

注：697事業所のうち調査完了事業所は576事業所（調査実人員は38,227人）

③ 職員の給与と民間の給与との比較（公民較差）

(A) 職員の給与（行政職員）	400,236円
(B) 民間従業員の給与（事務・技術関係職種）	402,972円
較差(B)－(A)	2,736円
	(0.68%)

注：民間従業員の給与は、「きまって支給する給与」から時間外手当及び通勤手当を除いたものであり、職員の給与もこれに相当するもの。

④ 本委員会の見解

ア 本年の給与改定

(7) 月例給

a 給料表

初任給を中心とした若年層に重点を置きながら、給料表全体を引上げ

b 地域手当

公民較差の解消及び給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合を0.6%引き上げて10.6%に改定

c 住居手当

支給限度額を500円引き上げて28,500円に改定

(i) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

支給月数を0.10月分引き上げて勤勉手当に配分

勤勉手当の支給月数は6月期及び12月期が均等になることが基本であるが、本年度は任命権者が配分を検討し決定

(ウ) 実施時期

平成27年4月1日に遡及して実施（ただし、期末手当・勤勉手当については、本年度にあつては(イ)により任命権者が定める配分に応じた日、平成28年度以降にあつては平成28年4月1日から実施）

イ 給与制度の総合的見直し

平成26年10月の報告・勧告に基づいて、本年4月から実施している見直しの一環として、平成28年度においては次の事項を実施

(7) 地域手当の支給割合の引上げ

0.9%引き上げて11.5%に改定

(イ) 単身赴任手当の支給額の引上げ

基礎額（現行26,000円）を30,000円に改定、加算額の限度（現行58,000円）を70,000円に改定

(ウ) 実施時期

平成28年4月1日から実施

ウ その他の給与上の課題

(7) 教員の給与

副校長・教頭の職務職責に応じた給与について課題認識。教育職給料表はもとより本県の給料表全体について引き続き調査研究。併せて、教員の管理職手当の見直しの必要性等について検討

(イ) 初任給調整手当

医師等の職員数の変化、採用や離職の実態、支給実態を踏まえ、初任給調整手当を含めた医師等の給与の在り方について検討

エ 公務運営

(7) 人材の確保・育成

a 多彩な人材の確保 b 職員の意欲・能力を活かす人事制度 c 女性職員の活躍促進

(イ) 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

a フレックスタイム制及びテレワークの導入 b 総実勤務時間の短縮
c 子育て・介護を行う職員の支援 d 健康管理対策の推進 e 職場におけるハラスメントの防止

(ウ) 雇用と年金の接続

(イ) 再任用職員の勤務条件

a 給与 b 休暇等の勤務条件

⑤ 勧告（全文）

本委員会は、職員の給与について、報告において述べた事柄に十分留意して、次の措置をとられるよう勧告します。

1 本年の給与改定について

平成27年4月の職員の給与と民間従業員の給与の較差を解消するため、次の措置をとること。

(1) 給料表

ア 職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）に規定する給料表を別記第1（略）のとおり改定すること。

イ 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「学校職員給与条例」という。）に規定する給料表を別記第2（略）のとおり改定すること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）に規定する給料表を別記第3（略）のとおり改定すること。

エ 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）に規定する給料表を別記第4（略）のとおり改定すること。

(2) 地域手当の支給割合を100分の10.6とすること。

(3) 住居手当の支給限度額を28,500円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成27年度の支給月数

- (7) 給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を1.6月（再任用職員にあつては、0.75月）とすること。
- (1) 給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を2.0月（再任用職員にあつては、0.95月）とすること。
- (7) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、年間に支給される期末手当の支給月数を3.15月とすること。
- (2) (7)から(7)までの支給月数の改定にあつては、年間で引き上げる支給月数の6月期及び12月期への配分は、任命権者の定めるところによること。

イ 平成28年6月期以降の支給月数

- (7) 給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.8月（再任用職員にあつては、それぞれ0.375月）とすること。
- (1) 給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.0月（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月）とすること。
- (7) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.575月とすること。
- (5) 上記(1)から(3)までの措置は平成27年4月1日から、上記(4)アの措置は同(2)により任命権者が定める配分に応じた日から、上記(4)イの措置は平成28年4月1日から実施すること。

2 給与制度の総合的見直しについて

平成28年4月1日から、地域手当の支給割合を100分の11.5とすること。

(2) 給与改定の概要

平成27年10月14日に行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の主旨等に沿って、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等が、平成28年第1回県議会定例会に平成28年2月15日提案、同年3月22日可決、同月25日公布された。

(概 要)

① 平成27年度給与改定

ア 給料表の改定（平成27年4月1日適用）

本委員会の勧告どおり、給料表を引上げ改定

イ 勤勉手当の改正

平成27年12月期に支給する勤勉手当の支給月数（平成27年12月1日適用）

[一般の職員]

一般職員 0.85月（従前 0.75月） 特定幹部職員 1.05月（従前 0.95月）

[大学学長等] 0.90月（従前 0.85月）

[再任用職員]

一般職員 0.40月（従前 0.35月） 特定幹部職員 0.50月（従前 0.45月）

ウ 地域手当の支給割合の改正（平成27年4月1日適用）

平成27年度の地域手当の支給割合 10.6%（従前 10.0%）

エ 住居手当の改正（平成27年4月1日適用）

2分の1加算額 17,500円（従前 17,000円）

② 平成28年度給与改定（平成28年4月1日施行）

ア 勤勉手当の改正

平成28年度以降に支給する勤勉手当の支給月数

[一般の職員]

一般職員 0.80月（従前 0.85月） 特定幹部職員 1.00月（従前 1.05月）

[大学学長等] 0.875月（従前 0.90月）

[再任用職員]

一般職員 0.375月（従前 0.40月） 特定幹部職員 0.475月（従前 0.50月）

イ 地域手当の支給割合の改正

平成28年度の地域手当の支給割合 11.5%（従前 10.6%）

③ その他（平成28年4月1日施行）

通勤手当の改正

交通用具使用者に係る通勤手当の上限額の引上げ 31,600円（従前 30,500円）

(3) 条例案に対する意見の提出

平成27年度において、職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり意見を申し出た。

< 条例案に対する意見の提出状況 >

意見提出 年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
27. 12. 9	神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例を廃止する条例のうち職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正に関する部分(定県第123号議案)	この条例案のうち、職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正に関する部分は、神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例の廃止に伴い、当該牧場に勤務する職員の家畜等取扱手当に係る規定の削除等を行おうとするもので、異議ありません。
28. 1. 15	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、同法の規定を引用する条例の規定を整理するものであり、異議ありません。
28. 2. 25	神奈川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例のうち職員の退職手当に関する条例の一部改正に関する部分(定県第27号議案)	この条例案のうち職員の退職手当に関する条例の一部改正に関する部分は、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定を引用している法律番号及び条項の規定を整理するものであり、異議ありません。
	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(定県第32号議案)	この条例案は、職員の勤務実態等を勘案して特種勤務手当について所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例のうち公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に関する部分(定県第34号議案)	この条例案のうち公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に関する部分は、学校教育法の一部改正に伴い、定義規定に新たな学校の種類を追加するものであり、異議ありません。
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(定県第35号議案)	この条例案は、職員の退職手当の在職期間の算定に係る経過措置の廃止に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(定県第176号議案)	この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案して所要の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(定県第177号議案)	この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案して所要の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。

<p>任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（定県第178号議案）</p>	<p>この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案して所要の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p>
---	---

(4) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき、平成27年度中に公布された給与関係の規則は35件で、その内訳は、制定1件、一部改正34件である。

給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは11件である。

これらの規則及び運用通知の概要は、次のとおりである。

< 規 則 関 係 >

公布年月日	番号	適用年月日	規則の制定又は改廃の概要
27. 5. 19	27	27. 5. 19	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
27. 5. 19	28	27. 5. 19	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 条例改正により平成27年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の平均支給月数に変更されたことから、勤勉手当の成績率の上限について6月期の率を引上げ12月期の率を引下げたため、成績率の上限を定める第14条を改正した。 イ 独立行政法人通則法の改正により法人の分類が変更されたことから、手当の支給対象職員について定める第3条及び在職期間等について定める第7条中、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めた。 また、改正後の独立行政法人通則法が施行された平成27年4月1日前に特定独立行政法人職員として在職した期間を在職期間等として算入する旨、改正附則に規定した。
27. 5. 29	29	27. 5. 29	任期付研究員及び任期付職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(制定) 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとなった(任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年神奈川県条例第88号)附則第5項)。 この規定の適用から除外する職員として、切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員を規定するとともに、当該職員の給料の切替えに伴う給料の算定方法等に関する規則を制定した。
27. 5. 29	32	27. 6. 1	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 火薬類取締等業務手当 本庁組織の再編に伴い、当該手当の支給対象機関及び業務を規定する第14条第1項第4号中の「環境農政局環境部資源循環課、環境農政局環境部廃棄物指導課」を「環境農政局環境部資源循環推進課」に改正した。 イ 用地交渉等手当 県土整備局都市部交通企画課において、新たにリニア中央新幹線の建設に必要な用地買収を行うため、当該手当の支給対象機関を規定する第30条第1項に「県土整備局都市部交通企画課」を追加した。
27. 5. 29	33	27. 5. 29	学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 夜間緊急業務手当 新型インフルエンザ等の危機管理対応に係る業務を当該手当の支給対象業務に加えるため、当該手当の支給対象業務を定める第6条を改正した。

			<p>※ 支給対象となる業務</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、災害予防及び災害応急対策の実施、関係機関との連絡調整等</p> <p>② ①に相当する業務として人事委員会が定めるもの</p> <p>イ 教員特殊業務手当</p> <p>部活動又は保健・安全的行事における指導業務について、週休日又は休日において引き続き4時間以上従事したときに日額2,800円を支給する業務を部活動における生徒に対する指導業務に限定するため、教員特殊業務手当額を定める別表を改正した。</p>
27. 5. 29	34 38		<p>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
		27. 5. 29	<p>ア 平成24年1月1日から、行政職給料表(1)6級相当職以上の職員について、給料月額及び管理職手当の給与上の減額措置(行政職給料表(1)6級相当職は0.35/100減額、7級相当職以上は0.55/100減額)を行っている。</p> <p>給料月額に係る減額措置が平成31年3月31日をもって廃止されることから、管理職手当についても同様に廃止するため、減額措置を規定している附則第3項(学校職員規則:附則第4項)中の「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改正した。</p>
		27. 6. 1	<p>イ 本庁組織の再編による新たな職の設置及び職名の変更が行われることから、支給の対象となる職及び区分を定める別表第1を改正した。(職員のみ)</p>
27. 5. 29	37	27. 6. 1	<p>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>本庁組織の再編による新たな職の設置及び職名の変更が行われることから、級別職務分類基準を定める別表第1を改正した。</p>
27. 12. 22	42	27. 10. 1	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>被用者年金制度に関し、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、共済年金に係る規定を引用していた第2条について、厚生年金に係る規定を引用するように改正した。</p>
27. 12. 22	43	27. 12. 22	<p>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則</p> <p>失業者の退職手当の受給資格者が公共職業訓練等を受講する場合に届け出る第6号様式について、同様式で引用する職業能力開発促進法第15条の6が同法の改正により第15条の7に繰り下げられたため、同様式中の「第15条の6」を「第15条の7」に改正した。</p>
28. 3. 25	1	28. 4. 1	<p>職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
28. 3. 25	2	28. 4. 1	<p>学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>交通用具の利用者に係る通勤手当について、平成26年勧告に基づき支給額を改定するため、支給額を定める別表を改正した。</p>
28. 3. 25	3	27. 12. 1	<p>職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
28. 3. 25	4	27. 12. 1	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>条例改正により、平成27年度の12月期の勤勉手当の平均支給月数に変更されたことから、勤勉手当の成績率の上限について12月期の率を引き上げるため、成績率の上限を定める第14条を改正した。</p>

28. 3. 25	5	27. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
28. 3. 25	6	27. 4. 1	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 ア 給料表の改定に伴い、昇格後の号給の一部を変更する必要があるため、別表第7の「昇格時号給対応表」を改正した。 イ 本年度の昇格者のうち、アの改正により昇格後の号給が改正前の号給に達しない職員等について、改正による不均衡の発生を防止するため、経過措置を附則において規定した。 (7) 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の昇格時号給対応表による号給が、改正前の昇格時号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とした(附則第2項)。 (4) 施行日から平成28年3月31日までの間に昇格した職員のうち、(7)との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とすることができることとした(附則第3項)。
28. 3. 25	7	28. 4. 1	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 義務教育等教員特別手当の職務・職責に応じた支給月額の見直しに伴い、特別支援学校の幼稚部に勤務する者に支給する月額を1/2から全額支給とするため、義務教育等教員特別手当の月額を定める第4条の規定を改正した。
28. 3. 25	8	28. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
28. 3. 25	9	28. 4. 1	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて支給する単身赴任手当の加算額について、各交通距離の区分における額を引き上げるため、加算額を定める第4条第3項を改正した。
28. 3. 25	10	28. 4. 1	職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
28. 3. 25	11	28. 4. 1	学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 時間外勤務手当等基礎額を算定する場合に減ずる時間(休日分相当時間)は、これまで算出の基礎となる年間の休日数を「19日」に固定して算定していたが、平成28年度から「当該年度の実際の休日数」とするため、第3条の「147時間15分」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日を除く。)及び12月29日から翌年1月3日まで(同法に規定する休日・日曜日・土曜日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間」に改めた。
28. 3. 25	12	27. 4. 1	教育職員の給料月額の加算に関する規則の一部を改正する規則 給料表改定に伴い、教育職給料表の4級(副校長・教頭)である者に対して支給される教職加算額を引き上げるため、第2条の加算額を改正した。
28. 3. 25	13	28. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
28. 3. 25	14	28. 4. 1	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 基礎額を2万6,000円としていた経過措置の期間(平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間)の終期を、「平成28年3月31日」とするため、平成27年改正規則附則第2項を改正した。
28. 3. 29	19	28. 4. 1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
28. 3. 29	20	28. 4. 1	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 条例改正により、平成28年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の平均支給

			<p>月数が変更されたことから、勤勉手当の成績率の上限について、6月期の率を引き上げ、12月期の率を引き下げたため、成績率の上限を定める第14条を改正した。</p> <p>イ 育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業を取得した職員については、当該育児休業期間を勤勉手当の在職期間から除算しない旨を規定した。</p> <p>ウ 行政不服審査法の改正により、行政庁の処分に対して不服を申し立てる手続きが、審査請求に一元化されるため、第7条の4中の「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改めた。（職員のみ）</p>
28. 3. 29	21	28. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
28. 3. 29	22	28. 4. 1	<p>学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 地方公務員法の改正に伴い、職員の分限に関する条例において、降給の種類として「降号」が規定されることから、第41条の2として、降号させる場合の号給を2号給下位の号給とすることを定める規定を追加した。</p> <p>イ 降格させる場合の号給の決定方法について、従来と同額又は直近下位とする方式から、「降格時号給対応表」に定める号給とする方式に改めるため、第23条を改正するとともに、別表第7の2として「降格時号給対応表」を追加した（従来の別表第7の2→別表第7の3）。</p> <p>また、降格させる場合の級の決定方法を明確化するため、降格後の職務に応じた下位の級に決定することを定める規定を追加した。（第22条の2）</p> <p>ウ 地方公務員法の改正において、具体的な職務内容を規定した「等級別基準職務表」を給与に関する条例に定めることとされたことに伴い、条例の他に職務の級の分類の基準となるべき職務内容を定めている別表第1の「級別職務分類基準表」を改正した。</p> <p>エ 学校教育法の改正により、学校の種類に、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が追加されることに伴い、学歴免許等の資格区分を定める別表第3の「中学校卒」の資格に、「義務教育学校の卒業」を追加した。</p> <p>オ 職員の任用に関する規則（以下「任用規則」という。）の改正により、人事委員会が選考により昇任させる職を、管理職手当を支給する職としたことに伴い、平成28年度の昇任に伴う規則第19条第1項第1号の承認級への昇格のうち、管理職手当を支給する職が存しない級への昇格（教育職給料表を除く。）について、同号の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得ることを要しない旨を規定した。</p> <p>併せて、任用規則において、人事委員会による昇任選考の対象から除かれている教育職給料表の対象職員について、全ての承認級への昇任に伴う昇格において、人事委員会の承認を得ることを要しない旨を規定した。</p> <p>カ 本庁機関の組織再編により、新たな職の設置及び廃止が行われることから、級別職務分類基準を定める別表第1を改正した。</p> <p>また、本庁機関の組織再編により、特別な機関として設置されていたヘルスケア・ニューフロンティア推進局が廃止されることから、当該別表の備考の「特別な機関」を削除した。</p>
28. 3. 29	23	28. 4. 1	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
28. 3. 29	24	28. 4. 1	<p>学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>初任給規則の改正により、新たに降号及び降格時号給対応表が規定されることに伴い、平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しに伴う経過措置（現給保障）について定めている本規則の関係規定を整備した。</p>

			<p>ア 平成26年改正条例附則第5項に基づき経過措置が設けられる職員から除外する職員を規定する第2条に「(切替日以降に) 降号をした職員」を加えた。</p> <p>イ 初任給規則において、昇格の際に付与されたメリット等を除いた給料を降格時の給料とする降格時号給対応表を規定することを受けて、降格又は降号時の経過措置額の算定方法を改めた。</p>
28. 3. 31	34	28. 4. 1	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>行政不服審査法の改正により、行政庁の処分に対して不服を申し立てる手続きが、審査請求に一元化され、また、審査請求期間が、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内から3か月以内に延長されるため、第1号～第8号及び第10号～第11号様式中の「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内」を「3か月以内」に改めるなど、法改正の趣旨に沿った規定に改めた。</p>
28. 3. 31	35	28. 4. 1	<p>職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第1の「級別職務分類基準表」の見直しを行ったことから、第2条第2号の「前号に準ずる監督業務を行う者」及び第8条第7号の「歯科技工士」を削った。</p>
28. 3. 31	36	28. 4. 1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の勤務実態等を勘案した見直し及び組織再編に伴い、次の手当について改正した。</p> <p>ア 税務手当 手当が日額化されたため、税務手当額を定める別表第1を月額から日額に改正した。 本庁組織の再編に伴い、当該手当の支給対象機関及び業務を定める第2条第1項及び当該手当の額を定める別表第1中の「総務局財政部徴収対策課」を「総務局財政部税務指導課」に改正した。</p> <p>イ 保健福祉業務等従事手当 本庁組織の再編に伴い、当該手当の支給対象機関を定める別表第2中の「保健福祉局保健医療部保健予防課」を「保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課」に改正した。</p> <p>ウ 家畜等取扱手当 平成28年3月31日をもって大野山乳牛育成牧場が廃止されるため、当該所属を支給対象機関として定める第9条第4項第5号を削除し、現行の第6号以下の号をそれぞれ繰り上げた。 本庁組織の再編に伴い、当該手当の支給対象機関を定める第9条第2項中の「保健福祉局生活衛生部食品衛生課」を「保健福祉局生活衛生部生活衛生課」に改正した。</p> <p>エ 火薬類取締等業務手当 水質汚濁防止法に規定するし尿処理施設の立入検査の業務を行う職員の所属について、環境科学センターから大気水質課及び県政総合センター環境部に変更するため、支給対象機関を定める第14条第1項第5号を改正した。 本庁組織の再編に伴い、当該手当の支給対象機関を定める第14条第1項第4号中の「保健福祉局生活衛生部環境衛生課」を「保健福祉局生活衛生部生活衛生課」に改正した。</p> <p>オ 用地交渉等手当 本庁組織の再編に伴い、当該手当の支給対象機関を定める第30条第1項中の「教育局行政部まなびや計画推進課」を「教育局行政部教育施設課」に改</p>

			<p>正した。</p> <p>カ 災害応急作業等手当</p> <p>箱根山の噴火警戒のため、噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警戒区域等で行う災害状況の調査等の業務の支給対象機関に安全防災局安全防災部災害対策課、地域県政総合センター（総務部及び環境部に限る。）、温泉地学研究所、自然環境保全センターを追加するため、支給対象機関を定める第36条第1項を改め、噴火に係る当該手当の支給対象機関を新たに第3項に定めた。</p> <p>キ 警察業務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要物件の捜査本部における捜査等の業務で心身に著しい負担を与えるものを定める第38条第5項を削除した。 ・ 規則で定める犯罪に起因するか否かの判定が著しく困難な死体に対して行う検視等の業務が日額2,700円から体額2,700円に改正されたため、支給対象となる死体及び業務を新たに第7項に定めた。 <p>また、当該改正に伴い、東日本大震災に対処するための警察業務手当の特例のうち、同様の検視を1日に10体以上行う場合の日額の特例が廃止されたため、支給対象となる業務及び支給額を規定した附則第11項を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察業務手当額を定める別表第4について次のとおり改正した。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国際緊急援助活動の業務に支給される手当額の上限を日額6,000円から8,000円に改正した（第5号の2）。 (イ) 地域警察官等が従事する警戒又は警らの業務について日額310円から300円に改正した（第15号）。 (ウ) 支給対象業務から次の業務を削除した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 術科の専従指導業務（第14号） ② 道路上における自動車運転免許技能試験業務（第17号） ③ 無線電話の通信業務（第18号） (エ) 支給対象業務に次の業務を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島の周辺海域で行う水上警戒業務（第17号） 日額1,100円
28. 3. 31	37	28. 4. 1	<p>学校職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>学校教育法の改正により、学校の種類に、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が追加されることに伴い、教育職給料表の適用範囲を定める第2条に「義務教育学校」を追加した。</p>
28. 3. 31	39	28. 4. 1	<p>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>本庁機関の組織再編による新たな職の設置及び職の廃止が行われることから、支給の対象となる職及び区分を定める別表第1を改正した。</p> <p>また、本庁機関の組織再編により、特別な機関として設置されていたヘルスケア・ニューフロンティア推進局が廃止されることから、同表備考2の「特別な機関」を削除した。</p>

＜ 運用通知関係 ＞

通知年月日	番号	適用年月日	運用通知の制定又は改廃の概要
27. 5. 19	42	27. 5. 19	職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正
27. 5. 19	43	27. 5. 19	学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正 独立行政法人通則法の改正により法人の分類が変更されたことから、手当の支給対象について定める第8項及び第9項並びに在職期間等について定める第12項及び第16項中の「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めた。
27. 5. 29	53	27. 5. 29	学校職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正 規則第6条第1項第2号に規定する「人事委員会が定めるもの」について、次の各本部の下で行われる危機管理に関する情報の収集、関係機関との連絡調整等の業務とするため、「夜間緊急業務手当関係」に規定を加えた。 ① 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部 ② 新型インフルエンザ等対策本部 ③ 危機管理対策会議及び危機管理対策本部 ④ ①から③までに掲げる本部に相当する危機管理対応のための市町村の本部
28. 1. 19	230	28. 1. 19	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正
28. 1. 19	231	28. 1. 19	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正 農業改良助長法施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用していた別表の「学歴免許等資格区分表 1 甲表」について、所要の改正を行った。
28. 3. 31	311		職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正
28. 3. 31	312	28. 4. 1	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正 ア 地方公務員法の改正に伴い、初任給規則に定める級別職務分類基準表、級別資格基準表等の改正を行ったことから、規則の改正に対応する箇所について、所要の改正を行った。 イ 職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、職業能力開発総合大学の特定応用課程の卒業を、大学4卒の学歴免許等の資格に相当するものとして評価するため、別表「学歴免許等資格区分表 1 甲表」を改めた。
28. 3. 31	313	28. 3. 31	福祉職給料表の適用を受ける職員の初任給等の特例についての一部改正 「児童福祉施設最低基準」の題名が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改められたことに伴い、同省令を引用していた箇所について、所要の改正を行った。
28. 3. 31	314	28. 4. 1	職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正
28. 3. 31	315	28. 4. 1	学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正 ア 育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である場合には、期末手当と同様に当該育児休業期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないよう規則を改正したことに伴い、育児休業期間の延長の承認を受けた場合の期末手当の取扱い等を定めた第10項関係に、勤勉手当に係る取扱いを追加した。 イ 行政不服審査法の改正により、行政庁の処分に対して不服を申し立てる手続きが、審査請求に一元化され、また、審査請求期間が、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内から3か月以内に延長されるため、第1号様式及び第2号様式中の「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内」を

28. 3. 31	316	28. 4. 1	<p>「3か月以内」に改めるなど、法改正の趣旨に沿った規定に改めた。</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>ア 夜間緊急業務手当の支給対象業務に、東部漁港事務所に勤務する職員が強風時における警察署長の指示その他交通の危険が生ずるおそれがある場合に行う当該事務所が漁港管理者として所管する漁港施設（橋）の通行規制業務等を追加するため、「8 夜間緊急業務手当関係」を改めた。</p> <p>イ 条例第47条第1項第18号に規定されていた「通信業務」について、条例改正により当該業務が支給対象業務から削除されたため、「11 警察業務手当関係」から規定を削除した。</p> <p>ウ 規則第38条第5項に規定されていた「人事委員会が定める捜査本部」について、規則改正により当該業務が支給対象業務から削除されたため、「11 警察業務手当関係」から規定を削除した。</p> <p>エ 犯罪に起因するか否かの判定が著しく困難な死体に対して行う検視等の業務を明確化するため、当該業務の対象となる死体及び業務を「11 警察業務手当関係」に規定した。</p> <p>オ 条例改正により「海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島の周辺海域で行う水上警戒業務」が新たに支給対象となったことに伴い、条例第47条第1項第17号に規定する「遠隔地の離島の周辺海域で行う水上警戒業務で人事委員会が定めるもの」について、領海内において我が国の主権を侵害することを意図する外国公船の間近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒等の業務等とするため、「11 警察業務手当関係」に規定を追加した。</p> <p>カ 規則の改正により、引用規定中に項ずれが生じたため、規定を整備した。</p>
-----------	-----	----------	---

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

平成27年度における基準承認及び個別承認の件数は、次のとおりである。

① 基準承認（一部改正、指定等を含む。）

- ア 初任給規則等関係 8件
- イ 手当関係 4件

② 個別承認

ア 給与承認

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則又は学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づく承認)

	知 事		警 察		教 委		そ の 他		合 計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
初任給10～18条関係	18	80	12	47	9	130	0	0	39	257
昇格等19～23条関係	2	433	7	237	3	125	4	17	16	812
表異動24～27条関係	5	71	1	1	0	0	1	1	7	73
その他37～46条関係	3	16	0	0	3	5	0	0	6	21
合 計	28	600	20	285	15	260	5	18	68	1,163

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則に基づく承認)

1件 3人

イ 在勤基本手当等の号の承認

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第5条第4項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する規則第5条第4項)

3件 5人